

ゴシックは地プロ関連事業

就業支援局主要事業

	R 7 当初	R 8 要求
次世代人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○しずおかU I ターン就職支援事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにパスポート周知、知事講話</li> </ul> </li> <li>○ものづくり人材育成・強化事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生及び保護者向け職場体験 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○しずおかU I ターン就職支援事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにパスポート周知、知事講話</li> </ul> </li> <li>○ものづくり未来発見事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高生のものづくり職場体験機会の拡充 等</li> </ul> </li> </ul>
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○しずおかU I ターン就職支援事業費（再掲）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住・就業支援金求人サイト運営</li> <li>・その他、情報発信・マッチング支援事業</li> </ul> </li> <li>○未来へつなぐ採用力強化事業費助成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用活動支援モデル補助金</li> <li>・奨学金返還支援制度</li> </ul> </li> <li>○プロフェッショナル人材戦略拠点事業費</li> <li>○しずおかジョブステーション運営事業費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○しずおかU I ターン就職支援事業費（再掲）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住・就業支援金求人サイト運営 等</li> <li>・奨学金返還支援制度</li> </ul> </li> <li>○地域活性化雇用創造プロジェクト関連事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用ブランディング支援、企業・労働者向け情報発信、U I ターン就職促進コーディネーター、市町と連携した就職面接会、インターンシップ</li> </ul> </li> <li>○プロフェッショナル人材戦略拠点事業費</li> <li>○しずおかジョブステーション運営事業費</li> </ul>
多様な人材の活躍	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な人材活躍推進事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイバーシティ企業表彰 等</li> <li>・女性役職者育成セミナー</li> </ul> </li> <li>○高齢者就業機会確保事業費</li> <li>○障害のある人に対する就労支援関連事業費</li> <li>○外国人材の活躍推進関連事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業向け受入相談窓口 等</li> </ul> </li> <li>○海外合同面接会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な人材活躍推進事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイバーシティ企業表彰 等</li> <li>・女性活躍推進セミナー</li> </ul> </li> <li>○生涯現役活躍支援事業費</li> <li>○障害のある人に対する就労支援関連事業費</li> <li>○外国人材の活躍推進関連事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業向け受入れ相談窓口</li> </ul> </li> <li>○外国人雇用環境整備支援、外国人材マッチングサポート</li> <li>○若者・女性職場定着のためのハラスメント対策推進事業費</li> </ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業能力開発総合推進事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工科短期大学校等の運営・訓練費等</li> </ul> </li> <li>○デジタル化等促進職業訓練事業費</li> <li>○離職者等再就職支援事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間訓練機関等を活用し職業訓練を実施</li> </ul> </li> <li>○離職者の IT スキル向上支援事業費</li> <li>○認定訓練事業費助成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業事業主等が実施する訓練に対して助成</li> </ul> </li> <li>○ものづくり人材育成・強化事業費（再掲）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ものづくり競技大会の開催等</li> </ul> </li> <li>○外国人材技能習得サポート事業費</li> <li>○工科短期大学校等障害者再就職支援事業費</li> <li>○定住外国人職業能力開発推進事業費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業能力開発総合推進事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工科短期大学校等の運営・訓練費等</li> </ul> </li> <li>○在職者に向けたD X等業務改善促進支援事業費</li> <li>○離職者等再就職支援事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間訓練機関等を活用し職業訓練を実施</li> </ul> </li> <li>○認定訓練事業費助成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業事業主等が実施する訓練に対して助成</li> </ul> </li> <li>○ものづくり人材育成・強化事業費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ものづくり競技大会の開催等</li> </ul> </li> <li>○外国人材技能習得サポート事業費</li> <li>○工科短期大学校等障害者再就職支援事業費</li> <li>○定住外国人職業能力開発推進事業費</li> </ul>

地プロ事業に関する令和7年度取組の状況

1 A①採用ブランディング支援

(1) セミナー・伴走支援、コンテスト

- ・令和7年度に県が三島市に助成した採用ブランディング事業の取組を、全県に横展開する。
- ・自社の魅力や価値観を求職者に戦略的に伝えるとともに、従業員がそれらを共有することで、労働生産性の向上や採用力強化につなげる。

R 7	R 8
中小企業等採用活動支援モデル事業費補助金	採用ブランディング (9,886 千円)
補助先：三島市 事業内容：企業ブランディング醸成セミナー (3回) 補助額：330 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー開催 (賀茂、東部、中部、西部、各2回、計8回程度)</li> <li>・伴走支援 (10社程度)</li> <li>・コンテスト開催、取組結果のとりまとめ</li> </ul>

(2) 女性活躍推進セミナー

女性社員の計画的育成を支援し、県内企業における女性管理職比率の向上を図るため、新たに階層別のキャリア形成支援セミナーを開催する。

R 7	R 8
女性役職者育成セミナー (3,533 千円)	女性活躍推進セミナー (5,900 千円)
①女性役職候補者向けセミナー ・キャリアプランの作成、管理職への意欲向上	①キャリア形成支援セミナー I・II ・若手社員向け (I) と中堅以降社員向け (II) の2種類の階層別セミナーに分割 ・個々人のライフステージに応じたキャリアプランの作成、能力開発
②女性役職者向けセミナー ・管理職能力の向上、現状課題・解決	②女性役職者向けセミナー ・管理職能力の向上、現状課題解決
③女性部下を持つ上司、経営者向けセミナー ・女性の活躍促進の重要性・効果、女性部下の育成ノウハウの習得	③人事労務管理者向けセミナー ・女性社員の計画的採用・育成・登用のロードマップ作成

2 A②在職者に向けたDX等業務改善促進支援

デジタル化や成長産業等を中心とした在職者訓練の体系を見直し、中小企業等のDX化を促進するための職業訓練を重点的に実施していく。

R 7	R 8
デジタル化等促進職業訓練事業費 (14,446 千円)	在職者に向けたDX等業務改善促進支援事業 (14,500 千円)
・デジタル化、成長産業等を中心とした生産性向上に向けたコース設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DX実践コースとして、ノーコードツールやAI活用等に関するコースを新設</li> <li>・DX実践コース、DX基礎コース、情報通信コース、生産性向上コースに体系を見直し</li> </ul>

### 3 A③、B②、C④生涯現役活躍支援事業

就労意欲のある中高年齢者と人材確保に取り組む企業を支援するため、退職した(する)中高年齢者の再就職・セカンドキャリア支援と、企業の採用活動の支援を一体的に実施

R 7	R 8
<b>高齢者就業機会確保事業 (20,000 千円)</b>	<b>生涯現役活躍支援事業 (19,500 千円)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援員を3人配置</li> <li>・ 出張相談会 (210回)</li> <li>・ シニア向けお仕事講座 (業種紹介等)</li> <li>・ 求人企業訪問支援 (仕事の切り出し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援員を3人配置</li> <li>・ 出張相談会 (180回)</li> <li>・ 中高年齢者と企業との交流会、<u>就職面接会</u></li> <li>・ 求人企業訪問支援</li> <li>・ <u>企業在職中の退職前中高年齢者を対象に再就職に向けたライフプランセミナーの実施</u></li> <li>・ 企業訪問や就職希望者とのヒアリングに基づく<u>マッチング支援</u></li> </ul>

### 4 A④外国人雇用環境整備支援事業

外国人材を雇用する企業が増加する中、職場環境の未整備が要因で離職するケースがあるなど、外国人材の定着が課題となっているため、企業内に自社の受入れ環境を診断できる人材を養成するほか、企業に対し外国人材の試行的な受入の機会を提供し、受入活動を通じて外国人材が職場に適応するための社内環境を整備できるよう支援

### 5 B①若者向けインターンシップ推進

「学生」向けに「夏休み」向け説明会を実施してきたが、インターンシップの重要性が増してきていることから、「学生を含む若者 (~35歳)」が「通年」でインターンシップ、オープン・カンパニー等に申し込める特設サイトを設置し、若者と企業の接点を創出する。

R 7	R 8
<b>インターンシップ推進 (6,742 千円)</b>	<b>若者インターンシップ推進事業 (29,395 千円)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業向け I S 導入セミナー 実績：6/10、92社参加</li> <li>・ 夏休み向け I S 等の情報の学生向け説明会 実績：7/12、企業 50社、学生 61人</li> <li>・ 中小企業向け I S 導入相談窓口 実績：10月末 38社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内企業のインターンシップ等の情報を集約し、申込み機能を備えた本県特設サイトの開設</li> <li>・ 企業向けセミナー</li> <li>・ SNS を活用したターゲティング広告</li> </ul>

## 6 C①求職者・企業等への情報発信

既存の情報発信プラットフォーム（SNS等）を、登録企業や求職者向けの、地プロ関連事業の周知広報ツールとして活用する。

R 7	R 8
ふじのくにパスポート等情報発信(7,461千円)	求職者・企業等への情報発信(6,288千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじのくにパスポートHP運営</li> <li>・しずおか就職netHP運営</li> <li>・県内高校等1年生にふじのくにパスポートHPを周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者向け情報発信HP運営</li> <li>・しずおか就職netHP運営</li> </ul>

## 7 C②UIターン就職促進コーディネーター支援

- ・UIターン就職の相談機能を持つ静岡UIターン就職サポートセンターは、オンライン相談が定着（相談者の8割）したため、相談機能を「しずおかジョブステーション」に統合する。
- ・新たに「コーディネーター」2人を配置し、くらし・環境部と連携した社会人イベント等の業務や、大学と連携したイベント対応に専任し、地プロ関連事業の各種施策を周知する。

R 7	R 8
静岡UIターン就職サポートセンター (23,981千円)	UIターン就職促進 (14,375千円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県移住相談センター（東京有楽町）に併設</li> <li>・就職相談員3人（常駐1人+オンライン対応2人）</li> </ul> </li> <li>○機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職相談</li> <li>・社会人向けイベントの対応</li> </ul> </li> <li>・大学連携イベントの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点なし</li> <li>・静岡県UIターン就職コーディネーター2人</li> </ul> </li> <li>○機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人向けイベントの対応</li> <li>・首都圏向け企業説明会の開催</li> <li>・大学連携イベントの対応</li> </ul> </li> </ul>

## 8 C③市町と連携した就職面接会

県単独の面接会は集客に課題がある中で、令和7年度に県が磐田市及び湖西市に助成した広域連携による就職イベントの取組を参考に、県と市町と連携した就職面接会として実施する。

R 7	R 8
合同面接会（800千円）	就職面接会（6,000千円）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催、オンライン1回</li> <li>実績：9/9-10 企業40社、参加者実績41人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数市町が広域連携により行う面接会について、県は、<u>県との共催</u>（県は県外広報を実施）を希望する市町を3イベント程度選定</li> <li>・県の県外広報の想定 ターゲティング広告（対象は市町と協議） 就職支援協定校経由でDM葉書送付</li> </ul>
<b>中小企業等採用活動支援モデル事業費補助金</b>	
補助先：磐田市、湖西市 事業内容：就職面接会（2回） ①7/5、企業58社、求職者122人 ②2月開催予定 補助額：3,242千円	

9 C⑤外国人材マッチングサポート事業

- ・海外合同面接会における求職者確保や就職後の定着について課題がある中、募集・実施方法を見直し、システムの導入によってマッチング機会の増加を図るとともに、効率的な採用活動を支援し、ミスマッチを低減する。

R 7	R 8
<p align="center"><b>合同面接会【イベント型】</b> (33,000 千円)</p>	<p align="center"><b>マッチングサポート【デジタル・システム型】</b> (30,525 千円)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>現地にて対面開催</u></li> <li>・ 3か国で実施。(モンゴル・ベトナム・インドネシアで開催国は固定)</li> <li>・ 参加企業：16社(R7.12時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>AIを組み込んだマッチングサポートシステム</u> (求人・求職者情報の登録、絞り込み)を導入し、企業の選考作業を効率化</li> <li>・ <u>マッチング度が高い3か国程度を選定し、就職面接会を実施</u></li> <li>・ システムを介し、求人企業単独でも登録求職者との面接設定が可能</li> </ul>

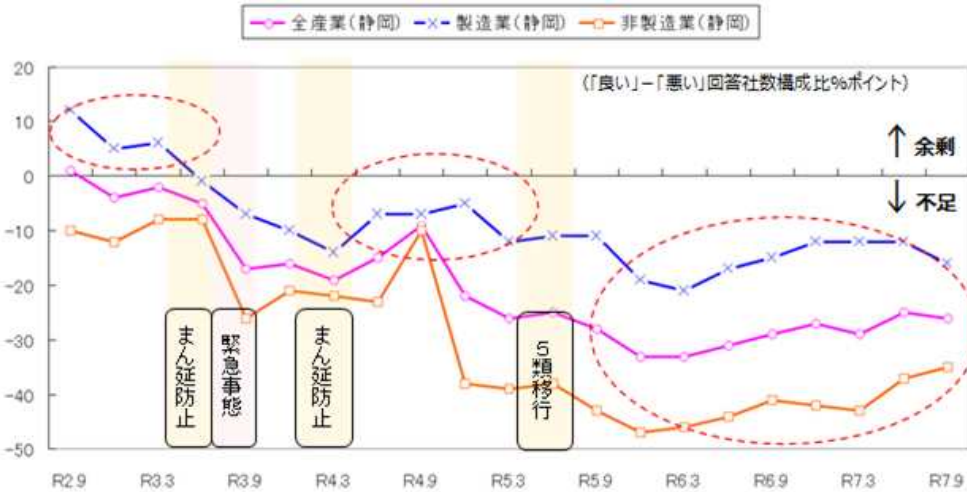
## 参考資料 3

# 本県の雇用情勢等

令和8年度 第1回 静岡県雇用対策審議会資料

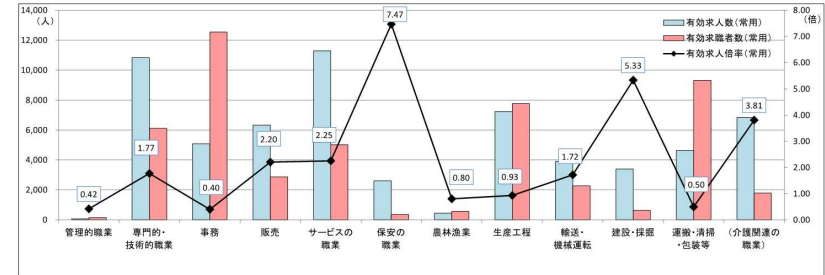
# 日銀短観（雇用人員判断の推移）・有効求人倍率

## 日銀短観（雇用人員判断の推移）

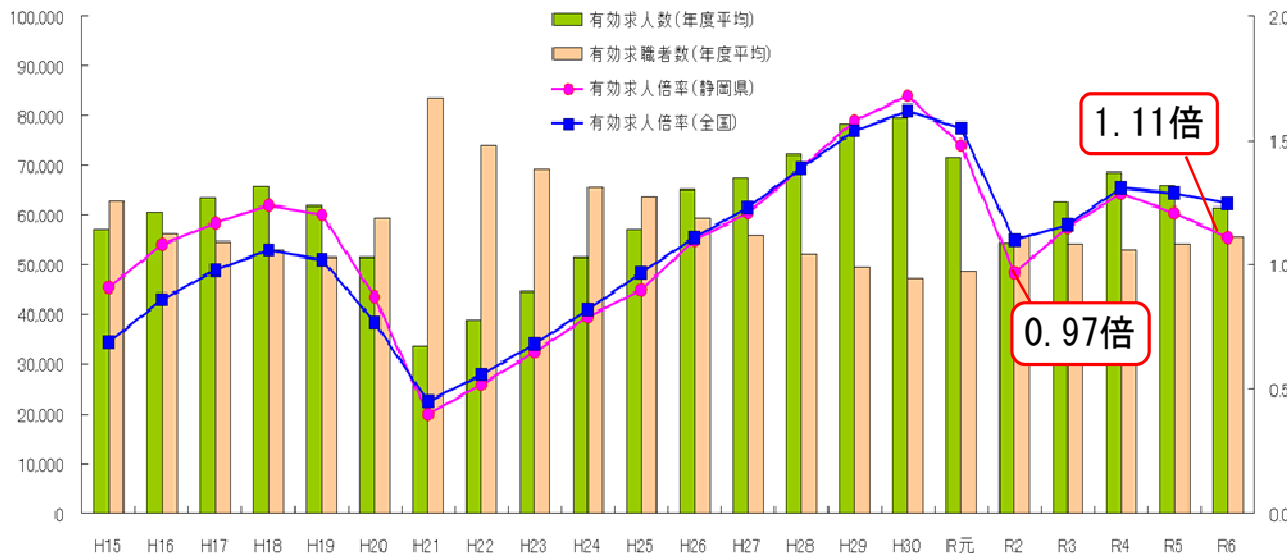


- 雇用の不足感が続いている
- 特に非製造業（保安、建設、介護関連等）で深刻な人手不足が続く

＜参考＞職業別有効求人倍率の状況



## 有効求人倍率等



- 静岡県の有効求人倍率は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響から0.97倍と7年振りに1.00倍を下回った。
- 令和3年度以降は回復傾向となり令和6年度は**1.11倍**となっている。

# 完全失業率等・新規学卒者の就職状況

## 完全失業率・完全失業者数

(単位：％、万人)

区分		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年 1～3月	R7年 4～6月	R7年 7～9月
本県	完全失業率	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.1	2.2
	完全失業者数	4.8	4.9	4.4	4.3	4.4	4.5	4.3	4.4
全国	完全失業率(%)	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	2.4	2.6	2.5
	完全失業者数	192	195	179	178	176	169	182	178

○コロナ禍で上昇・増加した後、回復傾向が見られ、**本県の令和7年7～9月期の完全失業率は2.2%、完全失業者数は4万4千人**である。

※本県の数値は、総務省統計局において推計し公表したもので、(1月～3月期公表時に遡及改定される。)

出典：総務省「労働力調査」

## 新規学卒者の就職状況

○就職(内定)状況 (令和8年3月卒業予定者)

(単位：人、％、㊦)

区分	静岡県 (R7年10月末)			全国 (大学等R7年10月1日)		
	求職者数	就職 内定者数	就職内定率 (前年同期比)	求職者数	就職 内定者数	就職内定率 (前年同期比)
高校生	5,071	4,202	<b>82.9</b> (△0.9)	未公表	未公表	未公表
大学生	5,951	4,547	<b>76.4</b> (△1.0)			73.4 (+0.5)
短期大学	436	274	<b>62.8</b> (△6.8)	-	-	38.4 (△3.9)
専修学校	1,773	1,359	<b>76.6</b> (△1.8)			62.5 (+10.7)

○本県の就職内定状況は、**依然として高い状況**

※全国・高校生の最新の就職内定率  
R7.9末現在  
求職者数 122,737人  
就職内定者数 77,725人  
就職内定率 63.3%  
(前年同期比 +0.1㊦)  
なお、全国はR7.10月末の集計なし

出典：厚生労働省「就職内定状況」、静岡県労働局「就職内定状況」「職業紹介状況」

○本県出身大学生のUターン就職率

(単位：％)

卒業年月	H29.3卒	H30.3卒	H31.3卒	R2.3卒	R3.3卒	R4.3卒	R5.3卒	R6.3卒
Uターン 就職率	39.1	37.6	37.7	35.3	36.7	35.7	34.2	32.9

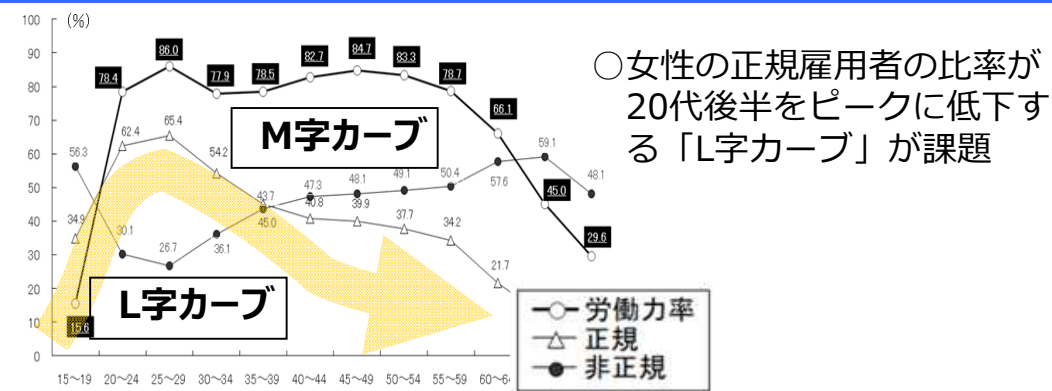
○Uターン就職率は、コロナ禍の影響で令和3年3月卒業生のときに一時的に改善したが、**長期的には低下傾向**

出典：静岡県労働雇用政策課調査

# 女性の就業状況

# 育児法改正

## 女性の年齢階級別の正規・非正規別割合等（静岡県）



## 育児・介護休業法改正

- ・令和7年4月1日から段階的に施行
- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

## 男女別の平均賃金等

○平均賃金及び平均勤続年数の状況

※上段は、男女比（男性を100とした場合の女性の指数）。下段は、男女差

区分		R5				R6			
		本県		全国		本県		全国	
		給与額	比較※	給与額	比較※	給与額	比較※	給与額	比較※
平均賃金 (所定内給与額)	女性	251.4千円	75.6	262.6千円	74.8	251.1千円	73.1	275.3千円	75.8
	男性	332.5千円		350.9千円		343.3千円		363.1千円	
平均勤続年数	女性	10.2年	4.3年	9.9年	3.9年	9.9年	4.5年	9.8年	3.0年
	男性	14.5年		13.8年		14.4年		12.8年	

出典：賃金構造基本統計調査（厚労省）

○管理職比率（民間企業常用労働者10人以上の事業所）

区分	本県 (%)		全国 (%)	
	R5	R6	R5	R6
課長相当職以上	19.3	18.1	12.7	13.1
係長相当職以上 (役員)	20.4	22.2	15.1	15.8
(部長相当職)	28.3	25.1	20.9	21.1
(課長相当職)	13.8	11.6	7.9	8.7
(係長相当職)	16.4	17.2	12.0	12.3
(係長相当職)	22.3	27.7	19.5	21.1

○男女別平均賃金は、女性が251.1千円で、男性の343.3千円を100とした場合の女性の指数は73.1

○男女別平均勤続年数は、女性が9.9年で、男性の14.4年と4.5年の開き

○本県の管理職に占める女性割合は、全国と比べて高いものの未だ低水準

出典：本県：雇用管理状況調査(静岡県)、全国：雇用均等基本調査(厚労省)

# 高齢者の就業状況

## 県内のハローワークにおける新規求職者・就職率（65歳以上）

(単位：人・%)

年度	①新規求職申込件数		②月間有効求職者数		③ 就職件数	④ 就職率(%) ③/①
		全体との 割合(%)	(月平均)	全体との 割合(%)		
令和2年度	20,489	28.6	6,940	22.3	3,360	16.4
令和3年度	20,602	30.1	7,489	24.4	3,694	17.9
令和4年度	21,598	30.5	7,466	25.0	4,286	19.8
令和5年度	23,553	31.1	8,263	26.3	4,607	19.6
令和6年度	25,143	32.4	9,050	27.3	4,770	19.0

出典：職業安定行政年報（R6）

○①**新規求職申込件数**及び③**就職件数**は**毎年増加**

○④**就職率**は、コロナ禍の影響で令和2年度に大きく下がったものの、その後は**回復**し、現在は20%前後で推移

## 【法改正情報】高年齢者雇用安定法の改正（R3.4.1施行）

### <高年齢者雇用確保措置> (65歳まで・義務)

(1) **65歳**までの定年引き上げ

(2) 定年廃止

(3) **65歳**までの継続雇用制度の導入  
(特殊関係事業主（子会社・関連会社等）によるものを含む) ※

※R7.3.31 対象者を限定できる経過措置終了



### <高年齢者雇用確保措置> (70歳まで・努力義務)

(1) **70歳**までの定年引き上げ

(2) 定年廃止

(3) **70歳**までの継続雇用制度の導入  
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

### <創業支援等措置> ※雇用によらない措置

(1) 個人とのフリーランス契約  
への資金提供

(2) 個人の起業支援

(3) 個人の社会貢献活動  
参加への資金提供

# 高齢者・障害のある人の就業状況

## 高齢者雇用確保措置のある企業（静岡県）

○65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業（令和7年6月1日現在）

項目	実施企業数(%)		中小企業		大企業	
	社数	(%)	社数	(%)	社数	(%)
対象企業数	7,016社	(100.0)	6,624社	(100.0)	392社	(100.0)
65歳までの雇用確保措置	7,003社	(99.8)	6,611社	(99.8)	392社	(100.0)
65歳以上定年	2,233社	(31.8)	2,153社	(32.5)	80社	(20.4)

○65歳までの雇用確保措置（義務）は **99.8%の企業が実施済**

○70歳までの高齢者就業確保措置のある企業（令和7年6月1日現在）

項目	実施企業数(%)		中小企業		大企業	
	社数	(%)	社数	(%)	社数	(%)
対象企業数	7,016社	(100.0)	6,624社	(100.0)	392社	(100.0)
70歳までの就業確保措置	2,447社	(34.9)	2,340社	(35.3)	107社	(27.3)
70歳以上定年	446社	(6.4)	444社	(6.7)	2社	(0.5)
継続雇用制度の導入	1,998社	(28.5)	1,895社	(28.6)	103社	(26.3)

○70歳までの就業確保措置（努力義務）は **34.9%の企業が実施済**

出典：高齢者雇用状況報告（静岡労働局）

## 障害のある人

○障害者雇用率（民間企業）

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
静岡県	2.28%	2.32%	2.37%	2.43%	2.44%
全国	2.20%	2.25%	2.33%	2.41%	2.41%
法定雇用率	2.3%		2.5%		2.5%

○令和7年の県内民間企業の障害者雇用率は**2.44%**と過去最高を記録

出典：障害者雇用状況報告（静岡労働局）

○法定雇用率

	～H30.3.31	H30.4.1～	R3.3.1～	R6.4.1～	R8.7.1～
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%	2.5%	2.7%

○R6.4.1から法定雇用率は段階的に引上げ

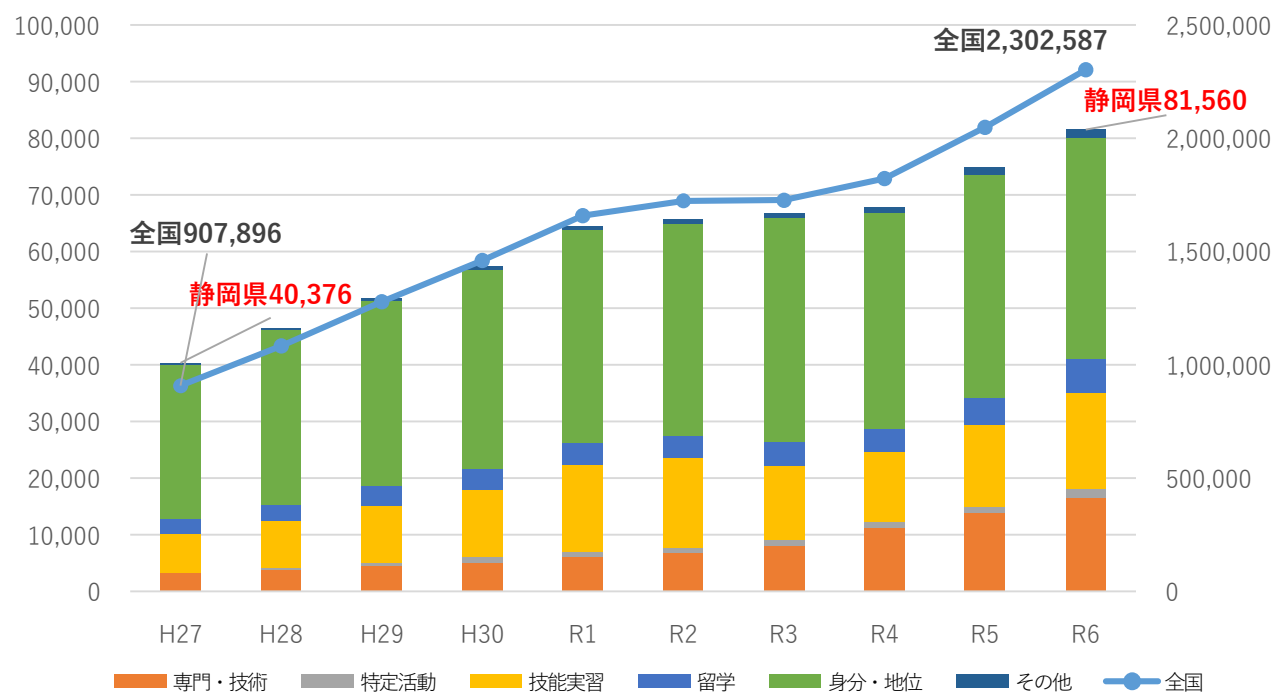
# 外国人の雇用状況

- ・ 昨年10月時点の、**県内の外国人雇用事業所数**は10,235所、**外国人労働者数**は81,560人と、**増加傾向**
- ・ **技能実習**は、令和4年に約1万2千人まで低下したものの、令和6年は約1万7千人に**回復**
- ・ **特定技能**は、全体に占める割合は小さいものの、令和2年の241人から令和6年に6,222人と**急速に増加**

県内の外国人雇用事業所数、労働者数等

区分		R2.10月	R3.10月	R4.10月	R5.10月	R6.10月
雇用事業所数		8,589所	8,940所	9,016所	9,523所	10,235所
労働者数		65,734人	66,806人	67,841人	74,859人	81,560人
うち	技能実習	15,894人	13,067人	12,392人	14,437人	16,977人
	特定技能	241人	1,046人	3,347人	4,612人	6,222人

静岡県:人



全国:人

※「身分・地位」  
我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

出典：静岡労働局  
「外国人雇用の届出状況」  
(各年10月末現在)

県内企業の相談体制を整備し、外国人材の受入・定着を支援

# 外国人労働者に係る制度改革

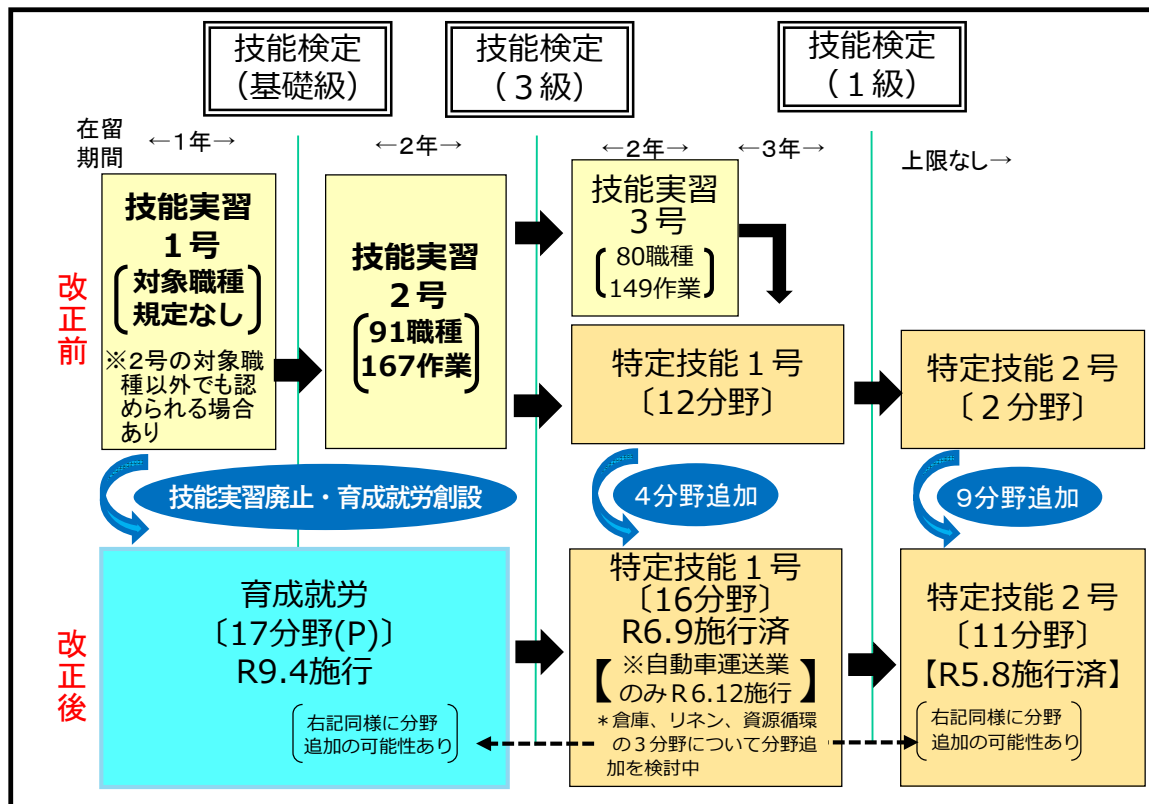
国内の深刻な労働力不足を踏まえ、政府は以下の制度改革を実施

- ・ 在留資格「技能実習」に代わり、**労働力確保を目的とする在留資格「育成就労」の創設**
- ・ 在留資格「**特定技能**」の受入分野及び受入枠（5年間の受入枠 35万人→80万人）を**拡大**

区分	技能実習	育成就労
施行時期	H3年～育成就労制度移行まで	R9.4.1
制度目的	国際協力	人材育成・確保
在留期間	1年 [1号]	3年 (育成就労)
	2年 [2号]	
	2年 [3号]	* 3号は廃止
転籍	原則不可	一定条件で可能

(特定技能 1号16分野)

介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業



## <育成就労導入にあたっての課題>

- ・ 転籍が可能となるため、より給料の高い**県外へ人材が流出**する可能性がある
- ・ **現在より対象職種が絞られている** ※現状で特定技能の分野に含まれていない自動車製造に係る分野等についても追加の可能性あり

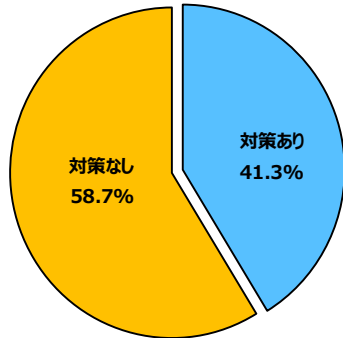
## <国における検討スケジュール>

- ・ 「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針」が令和7年12月に決定予定

# カスタマーハラスメント対策の状況

## 現状（県内調査結果）

### ◆カスタマーハラスメント対策の有無



- ・カスハラ対策を講じている企業の割合は41.3%
- ・パワハラは84.8%、セクハラは83.9%、マタハラは78.7%であるのに対し、カスハラは41.3%にとどまっている。

出典：令和6年度 県内アンケート調査結果（対象企業数5,667、回答企業数2,071）

### 他ハラスメント対策有無

区分	あり	なし
パワハラ	84.8%	15.2%
セクハラ	83.9%	16.1%
マタハラ 育休ハラ	78.7%	21.3%

## 国・他県の取組

- ◆法改正（厚生労働省）
  - ・労働施策総合推進法の改正（R7.6.11公布、R8.10.1施行予定）
    - 事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け
    - 国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化
- ◆条例制定
  - ・東京都・北海道・群馬県・愛知県等
  - ・県内では長泉町

## 静岡県カスタマーハラスメント防止条例

目的	顧客等の権利の保護に配慮しつつ、事業者の安定した事業活動並びに就業者の安全及び心身の健康の確保を図る
理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会全体でカスハラの防止を図る</li> <li>・就業者と顧客等が対等の立場において相互に尊重</li> </ul>
カスハラ禁止	何人も、あらゆる場において、カスハラを行ってはならない
対象	労働施策総合推進法に規定する「労働者」に加え、有償・無償を問わず、業務に従事する者すべてを含む（個人事業主、フリーランス等）
責務	県、事業者、就業者、顧客等の責務を規定
県の施策	指針の作成、情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言など
	(R7.10.17公布、R8.4.1施行予定)

## R7防止対策の状況

- ◆指針策定（令和8年3月公表予定）
  - ・条例の各種定義の考え方、関係者の責務の解説、県の施策に関する事項、事業者の取組に関する事項等
- ◆啓発事業
  - ・カスハラ防止の機運醸成を図るため、ロゴ、ポスター・リーフレット、卓上POP、動画等を活用した周知啓発



顧客向けポスター